給 与 明 細 書

令和8年10月分

支給日	令和8年10月25日	事業者	コブルバイク
対象期間	令和8年9月21日 ～ 10月20日	氏名	北原　殿
引取台数	36 台	区分	社員（社保・雇用保険 対象外）

支 給

項目	金額（円）
基本報酬（4,000円 × 36台）	144,000
廃車手続（17台）	17,000
縦置き	6,000
割増エリア加算（単発2件・他件あり3件）	12,000
課税支給額（小計）	179,000
旅費交通費等（実費精算・非課税）	27,084
過去月補正（6月分 八王子・7月分 町田 遡及分）	2,000
総支給額	208,084

控 除

項目	金額（円）
源泉所得税（月額表・甲欄・扶養1人）	2,010
引き上げ時前受金（ゴミ処分代）	5,500
健康保険・厚生年金・雇用保険	対象外
控除合計	7,510

差引支給額（銀行振込額）　￥ 200,574

※ 課税支給額179,000円に対する源泉所得税は、給与所得の源泉徴収税額表（令和8年分・月額表・甲欄）の扶養親族等1人で算定し2,010円。

※ 割増エリア（八王子・町田・鳩山・瑞穂・昭島・川越 等）は、その日の引取がその1台だけの場合は +3,000円、他の案件と一緒の日は +2,000円を加算。

※ 単車（150cc超）の廃車手続は事業者側で対応するため、北原さんへの廃車手続加算は発生しない。

※ 縦置きは軽トラ荷台の積載本数で判定：縦3台可 +1,000円（125スクーター・ギア・ズーマー・ジョーカー50・キャビーナ・ブロード・マグナ50 等）／縦2台のみの大型 +2,000円（単車150cc超・ジャイロキャノピー・ジャイロX 等）。50ccと車体共通の90・100cc、カブ系（ジョルカブ含む）は加算なし。

※ 過去月補正 2,000円は、割増エリア単発ルール改訂に伴う遡及分（5/24八王子市 VT250 ＋1,000円、6/28町田市 アドレスV50 ＋1,000円）。

※ 旅費交通費等27,084円は実費精算（非課税）。内訳は別紙のとおり。

※ 業務に使用する車両・道具および経費は事業者（コブルバイク）が負担。

※ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険は適用対象外（加入なし）。

※ 引取業務の台数・内訳は別紙「計算明細書」のとおり。